

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を那珂川市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 31 日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男  
那珂川市監査委員 國 廣 政 則

記

第 1 監査の概要

1 監査の種類

財務監査（定期監査）

2 監査の対象

教育部

教育総務課 学校教育課 教育指導室 社会教育課 文化振興課  
スポーツ課

3 監査の範囲

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの財務に関する事務の執行状況

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

5 監査の実施日

令和 7 年 1 月 16 日（木） 教育総務課 学校教育課 教育指導室  
令和 7 年 1 月 17 日（金） 社会教育課 文化振興課 スポーツ課

## 6 監査の実施内容

事前に関係書類の提出を求め、提出された関係書類にもとづいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

### 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項に基づき、当該措置の内容を通知すること。

#### 1) 工事請負及び業務委託の契約締結について

地方自治法第180条の6において、普通地方公共団体の予算を調製し、及びこれを執行することは地方公共団体の統括代表者である長の権限であるが、同法第180条の2において、地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、委員会又は委員等に委任し又は補助執行することができるとされている。

それに基づく、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則第2条（教育委員会に対する委任事務）第8号において、別表に定める支出負担行為の金額の範囲内において契約を締結することが規定されている。

今回資料提出された教育部の契約書において、委任事項に該当する10件の契約書全てが市長名で締結されていた。

権限の委任を受けた受任者は自己の名と責任においてその権限を行使するものであり、委任者である那珂川市長名で契約を締結したことは不適切であり、那珂川市教育委員会教育長名で契約の締結をすべきである。

#### 2) 花いっぱい運動補助金の返還金の処理について（学校教育課）

市内の全小・中学校での花いっぱい運動の実施に伴い、各学校に補助金として60,000円を交付決定に基づき支出している。

市補助金等交付要綱第9条の実績報告で、片縄小学校は決算額59,768円、執行残232円、安徳南小学校は決算額59,997円、執行残3円の決算書が示された。

学校教育課は第10条の規定に基づいて、返還理由を執行残として補助金等返還通知書を市長名で発し、その返還金を歳入（雑入）で受け入れた。

この補助金の交付決定額60,000円の支出が概算払いなのか、前金払いなのか、つまり債務金額が確定しているか、否かによって返還金の受け入れが

異なるが、市補助金等交付要綱に基づく一連の補助金交付申請手続きからして、本件は精算を伴う概算払いであり、執行残は歳入ではなく、地方自治法施行令第159条の規定により支出した経費に戻入すべきと考える。

○那珂川市補助金等交付要綱（抜粋）

（実績報告）

第9条 申請者は、補助事業等が完了したとき又は、補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、那珂川市補助事業等実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1）決算書（様式第3号の2）
- （2）事業活動実績報告書（様式第3号の3）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助事業等が完了し、事業の精算に伴い、市長が別に定める補助金等交付基準及び補助金等区分・性質ごとの交付率を満たさなくなった場合は、申請者に対して補助金等を返還させる等の措置を講ずるものとする。